破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第１６５号

北海道旭川市東６条１丁目４番２号　日の出荘１号
債務者　高尾　正勝
1　決定年月日時　平成24年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹本　康志
4　破産債権の届出期間　平成24年６月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月19日午後２時20分
6　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３５号

岐阜県可児市川合371番地１クイーン101
債務者　森岡　　学
1　決定年月日時　平成24年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　水野　将也
4　破産債権の届出期間　平成24年６月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月17日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成24年７月16日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２４年（フ）第１１号

北海道根室市花園町５丁目14番地
債務者　浅水久美子
1　決定年月日時　平成24年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木　誠
4　破産債権の届出期間　平成24年６月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月18日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
釧路地方裁判所根室支部

平成２４年（フ）第７０９号

福岡県糟屋郡宇美町光正寺３丁目12番２号
債務者　スナガ商店こと　須永　力也
1　決定年月日時　平成24年５月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永田　一志
4　破産債権の届出期間　平成24年６月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月20日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２９号

宮城県白石市東町１丁目11番14―１号
債務者　上西　博彰
1　決定年月日時　平成24年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金澤　孝司
4　破産債権の届出期間　平成24年６月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月22日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２４年（フ）第１００号

三重県津市安濃町田端上野987番地85
債務者　牛場　倫也
1　決定年月日時　平成24年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村瀬　勝彦
4　破産債権の届出期間　平成24年６月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月７日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１０１号

福岡県久留米市北野町高良1814番地６
債務者　藤島　泰浩
1　決定年月日時　平成24年５月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　牛島　加代
4　破産債権の届出期間　平成24年６月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月３日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第１０６９号

北海道江別市野幌松並町16番地の11
債務者　上川　恒義
1　決定年月日時　平成24年５月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡　　能史
4　破産債権の届出期間　平成24年６月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月31日午後３時15分
6　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２４号

鹿児島県南さつま市加世田村原２丁目17番地３
債務者　原田　大藏
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鳥丸　真人
4　破産債権の届出期間　平成24年６月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月19日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年７月26日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２４年（フ）第１１０号

群馬県藤岡市岡之郷638番地４
債務者　吉野　憲昭
1　決定年月日時　平成24年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　星野　啓次
4　破産債権の届出期間　平成24年７月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月12日午前10時20分
6　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第２３５９号

大阪府池田市旭丘１丁目10番15号
債務者　又吉　正昭
1　決定年月日時　平成24年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　　諭
4　破産債権の届出期間　平成24年７月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月23日午後３時
6　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１０号

熊本県球磨郡相良村大字深水154番地
債務者　白石　孝治
1　決定年月日時　平成24年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三角　　恒
4　破産債権の届出期間　平成24年６月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月10日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
熊本地方裁判所人吉支部

平成２４年（フ）第２３６１号

大阪府八尾市光町２丁目28番地の１　ネオドムール901号、前住所大阪市住吉区長居東４丁目１番５―1001号
債務者　西山　文雄
1　決定年月日時　平成24年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松原　弘幸
4　破産債権の届出期間　平成24年７月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月27日午後３時
6　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７６１号

名古屋市名東区八前３丁目111番地　メゾン八前105号
債務者　有吉　俊晴
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　夏目　久樹
4　破産債権の届出期間　平成24年６月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月29日午前10時20分
6　免責意見申述期間　平成24年８月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部